

阿片と日華賠償問題

熊野, 直樹
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1790480>

出版情報 : 法政研究. 83 (3), pp.343-380, 2016-12-15. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

阿片と日華賠償問題

熊野直樹

はじめに

- 一 奉天のナチ阿片と関東軍阿片のゆくえ
 - (一) 奉天のナチ阿片
 - (二) 関東軍阿片のゆくえ
 - (三) 唐津（呼子港）に密輸された阿片のゆくえ
- 二 日華賠償問題の展開と阿片
 - (一) 日華賠償問題の展開
 - (二) 略奪財産としての阿片と中華民国
- 三 通商産業省と「中国駐日代表团」による阿片売買交渉
 - (一) 交渉の経緯
 - (二) 阿片売買契約成立
- 四 中華民国による対日賠償請求放棄と国際麻薬条約
 - (一) 対日賠償請求の条件付き放棄の正式表明

(二) 関東軍阿片のゆくえと国際麻薬条約
おわりに

はじめに

本論は、麻薬と戦争賠償との関係、とりわけ阿片・粗製モルヒネと日本・中華民国間の賠償問題（以下、日華賠償問題と略記）との関係を取り上げる。

二〇一五年に第二次世界大戦終結七〇周年を迎えたが、近年、この戦争と麻薬との関係に対する関心が強まっている^①。そのなかで、最近刊行されたオーラーの研究は、二つの点で注目に値する。一つが、ヒトラー (Adolf Hitler) が麻薬中毒であったことを、彼の侍医モレル (Theodor Morell) のカルテの分析を通じて実証した点である。もう一つが、ドイツの対フランス戦においてドイツ兵たちは大量に覚醒剤 (Pervitin) を投与されており、電撃戦と覚醒剤とは密接不可分な関係にあったことを明らかにした点である。特に興味深いのは、ナチス・ドイツによる戦争と麻薬との密接な関係が強調された点である。この点を踏まえて、モムゼンは「ナチ帝国の台頭と没落に際して麻薬が果たした役割を今まで歴史学者と医学者はなおざりにしてきた」^②と適確に指摘している。このモムゼンの指摘は、ナチス・ドイツだけでなく、日本及び「満洲国」に対しても当てはまるといえよう。

事実、第二次世界大戦中の日本及び「満洲国」における麻薬の役割は、一部の歴史学者を除いて、^③十分には注目されておらず、依然としてなおざりにされているといえる。しかも麻薬の役割に注目した歴史学者の研究の関心は主に戦時中であり、戦後については関心が薄いのが現状である。^④本論で明らかにするように、戦後の戦争賠償において麻薬が重

要な役割を演じていたのである。

戦中・戦後の欧亜関係において麻薬が重要な役割を演じていたことについては、筆者は既に指摘している。そのなかで、第二次世界大戦中、ナチス・ドイツと「満洲国」及び日本との間で麻薬の交易がなされていたことを明らかにした。特に一九四四年六月一七日に第四次「満」独協定が調印され、「満洲国」がナチス・ドイツへ阿片と粗製モルヒネを輸出していたことを指摘した⁶⁾。またナチス・ドイツは購入した阿片(以下、ナチ阿片と表記)をドイツ降伏時、奉天(現瀋陽)に一〇トン、神戸に四トン保管していたことも明らかにした。従来、ジャーナリズムなどにおいて、阿片やその売上金が連合国軍最高司令官総司令部(General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers: 以下GHQと略記)やマッカーサー(Douglas MacArthur)に流れたと言われてきた。筆者は、GHQ主導の下、神戸のナチ阿片四トンが通商産業省に売却され、その売上金五三、二七八・九九米ドルがマッカーサーの管理するナショナル・シティー・バンク・オブ・ニューヨーク(National City Bank of New York)の「三カ国受託勘定(ドル)(Tripartite Trustee Account [Dollars])」に送金されていたことを明らかにした⁷⁾。

その一方で、筆者は奉天のナチ阿片一〇トンが関東軍に引渡されたことも指摘している。この関東軍所有となった奉天のナチ阿片のゆくえは、現段階の史料状況では不明のままである。しかし今回、関東軍が所有した阿片と日本が戦時中に中国大陸から持ち込んだ阿片のゆくえについては、ある程度判明した。そこで、本論では、関東軍所有の阿片と戦時中に日本が中国から持ち込んだ阿片の戦後のゆくえについて検討していきたい。

これらの阿片の多くは、戦後GHQによって押収された。押収された阿片は、大日本製薬株式会社、三共株式会社、武田薬品工業株式会社の三カ所の工場に嚴重に保管された。それでは、これらの保管された阿片は、その後どうなったのだろうか。これまで阿片の戦後のゆくえは戦後史の謎としてジャーナリズム等でさまざまな証言や憶測がなされてきた。しかし、決定的な証拠史料の欠落によって詳細は不明のままであった。こうした状況は、管見の限り、歴史研究に

おいても変わらない。

そうしたなか、筆者はこれらの研究上の空白を埋める一連の史料を国立国会図書館憲政資料室が所蔵する日本占領関係資料のGHQ/SCAP文書において「発見」することができた。本論では、これらの史料に基づいて、戦後史の謎を解明することにした。

本論で明らかにするように、戦時中に日本が中国大陆から持ち込んだ阿片は、中華民国によつて略奪財産として見なされ、その返還が要求された。その際の返還要求先はこれらを管理していたGHQであった。当初、GHQは返還には応じなかった。それは阿片が「有害な性質」を有していたからである。しかし、結果的にGHQは中華民国への返還に応じ、しかも、その返還された阿片を日本政府に売却することも認めることになる。それは一体何故なのだろうか。これらの背景には、当時交渉中であつた日華賠償問題が存在した。しかも、GHQが阿片を中華民国に返還し、それを日本政府に購入させた背景には、アメリカの対日賠償請求放棄に対する中華民国政府（以下、国民政府と表記）による根強い反発があつた。アメリカの対日賠償政策が中間賠償から賠償請求放棄へと転換するなかで、GHQによる阿片の中華民国への返還と日本への売却がなされたのである。

そこで以下では、阿片と日華賠償問題について、GHQと中華民国と日本との関係を中心に取り上げ、一九五一年一月の中華民国による対日賠償請求の条件付き放棄の正式表明に至るまでを考察していきたい。以上を通じて、これまで謎とされてきた阿片の戦後のゆくえの一端を戦争賠償との関係のなかで実証的に明らかにすることが本論の主たる目的である。

表 1：1945年 2 月 28 日時点での阿片の保管場所とその量（トン）

日本	潜水艦上	昭南	パナン	ジャカルタ	スラバヤ	バンコク	サイゴン	上海	奉天
4	4	14	-	0.2	1.5	-	-	-	10

出典：熊野直樹「ナチ阿片・交易営団・GHQ—第二次世界大戦末期のドイツ滞貨のゆくえ—」『法政研究』第81巻第3号、2014年、213頁、表3より転載。

一 奉天のナチ阿片と関東軍阿片のゆくえ

(一) 奉天のナチ阿片

一九四五年五月八日、ナチス・ドイツが無条件降伏をした。それを受けて、ドイツ経済使節団 (Deutsche Wirtschaftsdelegation) 代表のヴォールタート (Helmuth Wohltat) は、同年五月二日に外務省戦時経済局長澁澤信一と話し合いを行った。それを受けて五月一六日付でヴォールタートは、澁澤宛に書簡を送付し、一九四五年二月二八日時点におけるドイツ滞貨（ドイツが東アジア各地で買い付けた重要物資で、ドイツへ輸送できずに保管されていたドイツ側保有の物資）の概況について詳細な表を添付して説明を行っている。そのなかでヴォールタートは、阿片についても報告をしており、その保管場所を表にしたのが表1である。⁽⁹⁾

表1のように大戦末期には、ドイツ滞貨としての阿片三三・七トンが東アジアの各地で保管されていた。この表1のなかで「満洲国」においてドイツ滞貨としての阿片が保管されていた場所が、奉天であった。奉天の阿片一〇トンはヴォールタートによると第四次「満」独協定によって引渡されたものであった。⁽¹⁰⁾そこで以下では、奉天に保管されていたドイツ滞貨としての阿片のゆくえを追ってみることにしよう。

奉天の阿片一〇トンは、ナチス・ドイツ降伏後日本側に引渡されることになる。ヴォールタートによると、この奉天の阿片は第四次「満」独協定に基づいてローゲス商会 (Roges Handelsgesellschaft G.m.b.H., Berlin) の契約の下、奉天のカルロヴィッツ商会 (Carlowitz & Co.) が主導する

説
論
在「満」の「阿片リング (Opiumring)」に買わたたものであった。この奉天の阿片は、ドイツ降伏後約一カ月後に「満洲国」の関東軍が引受けることになった。¹¹⁾これについては、一九四五年六月七日付の澁澤からヴォールタート宛の書簡が次のように明確に伝えている。

「(…) 在本邦獨側保有物資ノ引受方ニ關シ通報致置キ候處今般更ニ在滿關東軍當局ニ於テハ五月十七日附貴信附屬品目表所掲ノ奉天ニ保管中ノ阿片約一〇吨ヲ引受クルコトト致候ニ付貴方關係者ニ右ノ趣旨御傳達相成度此段通報旁得貴意候 敬具

昭和二十年六月七日

外務省戰時經濟局長 澁澤 信 一

獨逸經濟使節團

『スターツラート、ウォールタート』 貴下¹²⁾

その後、六月十五日に陸軍省軍務課から外務省戰時經濟局第二課長宛に「在本邦獨側保有物資ノ活用ノ件」と題する、以下の書簡が送付されている。

「首題ノ件五月十九日打合ノ分及六月七日戰経ニ秘合第二三八号ノ分共陸軍トシテ全部利用改度ニ付至急取計相成度

追テ戰経ニ秘合第二三八号中、『カノコサウ根(…) 阿片(…) パントボン』等ハ陸軍ニ於テ獨側商社ト打合セ防衛分散セルモノアルニ付申添フ¹³⁾

以上のように、在「満」の関東軍が引受けることになった阿片は、ドイツ側の商社と打ち合わせて「防衛分散」されることになった。それでは、奉天のナチ阿片を始め関東軍が引受けた阿片は、その後どうなったのであろうか。

(二) 関東軍阿片のゆくえ

現在の史料状況においては、ドイツ側商社と打ち合わせて「防衛分散」されることになった奉天のナチ阿片一〇トンのゆくえは不明である。恐らくは、以下に述べるように、その一部は終戦間際に通化に集積されたと考えられる。当時「満洲国」総務庁次長であった古海忠之は、戦後、関東軍の阿片のゆくえについて興味深い証言を行っている。彼によると、一九四五年七月に関東軍第四課が「満洲国」民生部に対して、新京（現長春）周辺に貯蔵された阿片を全部関東軍に引渡すように要請したという。古海が軍の意図を糺したところ、通化に備蓄するためだと答えたという。そこで古海は関屋悌藏民生部次長に全部阿片を引渡すように指示した。「こうして関東軍に引渡した阿片は莫大なものであった。関東軍はこの阿片を広く大きい正面玄関に積み上げた。まさに異観であった」と古海は回顧している。¹⁴⁾

ところが、一九四五年八月九日未明に、突如ソ連軍が侵攻を開始したため、関東軍司令部は同日トラックに阿片を満載して通化に向かわせたが、襲撃を受けて運転手は射殺され、阿片は全部奪い去られたという。その結果、阿片の通化輸送は中絶した。¹⁵⁾ 奉天のナチ阿片も「防衛分散」された後、通化に集積されたか、ないしは通化に向けて輸送されたと考えられる。

一九四五年八月一日、日本は全面降伏し、これを受けて同月一日「満洲国」は皇帝の退位と同時に解散を決定した。それでは、新京に集積された関東軍の阿片は戦後どうなったのだろうか。これについて、古海は以下のように述べている。

「私は何処か分りにくい所に穴を掘って埋めるほかない、どこがよいかといういろいろ相談した結果、岩田（公六郎* 古海の腹心）が現在下宿している満洲国官吏消費組合の家族寮には今は誰もいないし、裏通りで静かだという。よし、そこがよい。その寮一階の床下を掘り下げて埋めることを決定した。かわいそうに岩田以下三人は徹夜で穴を

掘り、夜明けまでに大部分の阿片を埋めてしまった。なお、残った阿片は仕方がないので、使っていない近所の防空壕と私の家に二つあった防空壕をつぶして全部埋めた。こうして関東軍関係の阿片の始末も一応片づき、恥ずかしい思いをせずに済んだことはせめてもの慰めであった⁽¹⁶⁾。

古海によると、通化への輸送が中断し、新京に集積された関東軍の阿片は「満洲国官吏消費組合」の家族寮一階の床下に埋め、残りの阿片は使われていない近所の防空壕と古海の家にあった二つの防空壕に埋められたのであった。

さらに古海は、「後日仄聞するところによると、(…)大量の阿片を日本に密輸して日本官憲につかまらぬ大問題となつたことなども聞いた」と述べている⁽¹⁷⁾。古海によると、「満洲国」から日本に密輸された阿片もあつたらしい。そこで以下では、古海が「大量の阿片を日本に密輸して日本官憲につかまらぬ大問題となつた」と述べている事件とその経緯について詳細に検討していくことにしよう。

(三) 唐津（呼子港）に密輸された阿片のゆくえ

昭和通商に勤めていた山本常雄は、『阿片と大砲—陸軍昭和通商の七年⁽¹⁸⁾—』において、大量の阿片を日本に密輸して大問題となった事件の当事者の手記を掲載している。すなわち海老沢行秀の手記「終戦秘話・満洲から運ばれた阿片の怪」である。この手記は、以下詳細に検討するように、当時の新聞記事や国際検察局 (International Prosecution Section) 側の文書と照らし合わせてみると、信憑性の高い内容であることがわかる。本論で紹介する所以である。

海老沢によると、ソ連が「満洲国」に侵入を開始した直後、関東軍、日本の厚生省、「満洲国」軍政部は、ある一つの極秘任務を画策したという。それは、関東軍の倉庫にあった一二トンの生阿片を日本に持ち帰るといふ計画であった。この計画は、即、実行に移されたという。六台の軍用トラックに積まれた生阿片は、吉林市にまず運ばれ、そこか

ら鉄道で朝鮮に入り、半島を南下し、一九四五年九月二日夕刻には九州の唐津に到着した。⁽¹⁹⁾

ここで海老沢は阿片の陸揚げ地を唐津としているが、より正確には呼子港である。唐津（呼子港）で陸揚げする際には、「県警の部長、地元警察署長も立ち合った。阿片は調べて見ると八トンに減っていた」という。海老沢によると、「阿片の出荷人は関東軍で、荷受人は厚生省だった」⁽²¹⁾。唐津（呼子港）で、阿片密輸の担当者たちは東京の大本営や厚生省に引取りの打電をしたが、どちらからも反応はなかったという。「満洲国」から唐津（呼子港）までの運送責任者は、「関東軍の陣野大尉、補佐役の満洲国総務庁経済部の岩崎事務官ら」であったという。⁽²²⁾

その後、米軍が港湾倉庫を臨検するというニュースが入ったため、県警関係者も、貨物の県外退去を迫ったという。そこで阿片密輸担当者らは三〇トン積みの機帆船をチャーターして、神戸に向かった。この頃、厚生省から亀山孝一次官がやってきて、「麻薬関係については現在、GHQの特別政令ゆえに引き取りは不可能だから、ひとまずどこかに保管して様子を見よう」と提言したという。そこで陣野大尉らは相談方を昭和通商の生みの親の一人である岩畔豪雄に持ち込んだ。海老沢が、阿片の密輸問題に関わりを持ったのはその時からだという。当時海老沢は神戸の昭和通商の堀三也の事務所において、残務整理に取りかかっていた。この阿片処理に関係したのは、昭和通商では海老沢と五嶋徳二郎の二人であったという。⁽²³⁾

神戸に入港した荷物は、それでも「継子扱い」されたという。仕方なく船はいったん和歌山（大崎）港まで運航され、近くに冷蔵庫設備をもった漁港を探すことになった。徳島県の小松島港に冷蔵庫会社があることがわかり、荷物を黒糖、黒蜜類と偽って、その保管契約を結ぶところまでこぎつけた。小松島港に出発する前夜、船員の一人が和歌山市内で酔いつぶれ、荷物のことをしゃべってしまったという。しかもそばで耳にしたのが、朝日新聞の記者だった。翌日の新聞は、この満洲からの生阿片のスクープで飾られたという。その後、米軍の追及が始まった。船は大崎港を出て、紀伊水道を横切り、小松島港に向かって航行していた。米軍は海と空から査察を展開し、ついに四国沖で船を発見し

説論
た。その結果、この仕事に関わった海老沢たち全員は摘発され、皆、在宅のまま取調べを受けた。²⁴ この時の新聞記事が以下である。

「和歌山縣大崎港で七トン半時価七百万ドルに上る阿片が総司令部犯罪調査部および公共衛生福祉局の協力で発見没収された旨連合軍から十四日発表された、この事件で七名の日本人が逮捕され主犯は三共公司社長、戸川正男(□□)といはれてゐる

【海南発】

和歌山縣海南署では去月中旬海南郡大崎港で帆船榮宝丸から阿片を発見、容疑者として満洲新京の三共公司社員庄司傳一(二二九)〔…〕桑原良正(三二一)〔…〕等計七名を逮捕した、自供によると八月上旬三共公司に対し満洲國総務廳の岩崎參事官から満洲國倉庫にある阿片六百箱(一箱の重量十五貫、時価総計七十二億円)を日本に向け至急輸出すべしと指令があり、終戦の三日前、八月十二日鉄道貨車で四百箱を搬出したが、途中吉林附近で暴徒の襲撃をうけ、貨車積みの阿片は強奪されトラックに積込んだ分だけ朝鮮仁川、唐津港を経て一月中旬榮宝丸に五箱、幸運丸一四五箱が大崎港に入った

同署では岩崎參事官も取調べてゐるが、藏出しの際関東軍も協力したと調べてゐる

第一復員省談 軍としては全然関知してゐない、また関東軍としてそんなことをやるとは考へられない、もし関係したといふならばそれは特定の個人がやったのだとしか考へられない。²⁵

当時の『朝日新聞』の記事では、満洲三共公司社員も容疑者として逮捕されている。²⁶興味深いことに、この密輸事件に関する地方裁判所から司法省宛の一九四六年三月一五日付の書簡が英文に翻訳されて残されている。それによると、密輸の関係者が逮捕されたのは一九四六年二月七日である。逮捕者名は、Eiho-Manu(榮宝丸)の見張り人のSHOJI Denichi(庄司傳一)´KUWABARA Ryohai(sic)(桑原良正)´TSUJITA Kaneoである。彼の自白によると、一

九四五年八月一四日に阿片一五〇箱を新京から輸送し、仁川を経て、船で九月中旬に唐津の呼子港に輸送したという。呼子港から荷物を榮宝丸に積み替え、大阪や他の港を経由して和歌山の太崎港に輸送した。太崎港では一四五箱を幸運丸に積み替え、その後徳島県のOgata（大瀨）港へ運んだが、そこで拿捕されたという。実際に幸運丸を調べたところ、阿片は一四五箱ではなく、一五二箱あったという。その一方で、「満洲国」総務庁のIWASAKI Takeyoshi（岩崎参事官）のゆくえを探索していることも報告されている。²⁷⁾

一九四六年四月には海老沢ら関係者全員が拘束され、和歌山の女囚刑務所に収容されたという。まもなく、海老沢たちは起訴され、公判にふされることになった。²⁸⁾海老沢によると、検察の言い分は次のようであった。

「(一) 貨物は昭和二十年九月二日午後四時頃、唐津に入港されたが、この日の午前十一時、東京湾のミズリー号上において重光外相が降伏のサインに署名した時刻より五時間後のことである。よって、日本国が満洲、朝鮮の統治権を失った後の入港である以上、通常の国内貨物移動ではなく、外国からの密輸入であると認定される。

(二) 亀山厚生省事務次官を取調べたが、かかる阿片については厚生省は何等関知していないとのことであった。

(三) 事件は八月十五日以前、共同謀議により発生しているので本件の処断は旧刑法の適用が順当である」²⁹⁾

裁判の結果、ほとんど全員に有罪が言い渡された。この事件に直接関わった陣野大尉以下は実刑、海老沢も一年の実刑判決を受け服役することになった。関係県知事は左遷転勤、各県警部長や地元署長も待命または実刑という厳しい処分を受けたという。³⁰⁾

以上が「満洲国」からの阿片の密輸をめぐる事件の顛末である。それでは、密輸された阿片八トンはその後どうなったのだろうか。これについて、海老沢は以下のように述べている。

「紀伊水道で拿捕された船の荷物はその後、和歌山県に陸揚げされて、米軍のトラック三台に積み込まれ、東京のGHQ本部に向かった。ところが、このトラックはいつまでたつても東京には到着しなかったのである。そこで調

べて見ると、場所ははっきりしないが、おそらく箱根山中の国道上に、三台のトラックは乗り捨てられていた。もちろん積荷も、つきそいの米軍兵士も運転手も消えていた。一兆円の阿片は忽然として蒸発してしまったのである。このとき、一緒に蒸発した人間がすなわち一番得をしたことになるだろう。その後、この阿片はこの世から本当に消え去ってしまったかのように行方がわかっていない⁽⁹⁾。

この「行方がわかっていない」とされる阿片八(七・五)トン⁽¹⁰⁾は、実は大日本製薬大阪工場に保管されており、日華賠償問題において中華民国への略奪財産返還の対象となるのであった。そもそも戦中並びに終戦直後に中国大陸から日本に持ち込まれた阿片は、密輸された関東軍の阿片を含めて、その後、どのような軌跡を辿ったのだろうか。以下では、その詳細について論じていくことにしよう。

二 日華賠償問題の展開と阿片

(一) 日華賠償問題の展開

戦争中に中国大陸から日本に持ち込まれた阿片は、中華民国によって略奪財産として返還を要求されることになる。さらに返還された阿片は中間賠償の補填として日本政府に売却されることになる。このように阿片と日華賠償問題とは密接に関係していた。そこで、以下ではまず日華賠償問題の展開について概観していこう。

国民政府は戦後、「中国駐日代表団」を東京に派遣した。これに事実上「中国賠償帰還代表団」は属した。そもそも「中国賠償帰還代表団」は、極東委員会によって一九四七年に組織され、賠償の実施に関して、GHQとの交渉、戦争中に日本に略奪された物資の調査、それらの返還、取立ての実施などに従事した。この「中国賠償帰還代表団」首席代

表が呉半農であった。³²⁾

一九四六年五月一三日に極東委員会は中間賠償計画を決定した。この計画に従って、賠償用工場指定とその管理保全措置が順次実行されることになった。一九四七年四月三日には、アメリカ政府は独自でマッカーサーに対して中間賠償即時取立てを指令し、同時に極東委員会のアメリカ代表のマッコイ (Frank R. McCoy) を通じて関係諸国に以下を通告した。まず、賠償用指定の産業施設の三〇％を特定の四戦災国の救済目的に使用するため、賠償支払いの前渡しとして即時取立てさせる権限を連合国軍最高司令官に与えること、次に割当比率は、中国一五％、フィリピン五％、オランダ (蘭印用) 五％、イギリス (ビルマ、マライ、極東イギリス植民地用) 五％であることを通告した。その際、中間賠償は、三〇％前渡しという形で確定した。こうして一九四七年四月以降、賠償施設の撤去は実施段階に入った。一九四七年七月九日には、GHQは三〇％取立ての配分開始を発表した。³³⁾

一九四八年一月七日には、国民政府の代表は取引条件協定書に調印し、中華民国向けの賠償物件搬出が本格的に開始した。その結果、一九四八年一月から一九四九年九月にかけて、中華民国側は二二回船を出し、一二、五〇四箱、三五、九一二・七六重量トン、五七、一七一・六容積トンの設備を日本から運び出した。しかし中華民国の場合では、搬入された日本の賠償機械のほとんどが軍需産業の設備であった。そのため中華民国の紡績業者が要求する百万錘紡機や海運業者が要求する五〇万トン商船及び他の必要な工業設備は、撤去の範囲から除外されたのであった。そもそも中華民国は運輸船を持たず、新工場建設の資金もないため、賠償機械はむしろ財政上の負担となっていた。³⁴⁾ 中間賠償三〇％前渡しの実績として、一九五一年六月三〇日時点での戦災四カ国向けの撤去機械の評価額は、表2が示すように集計一六三、八五七千円であった。そのなかで中華民国の受領分は、八七、〇四三千円であった。

そうしたなか、アメリカの対日賠償政策が転換されることになる。アメリカ国内及びGHQ内部で対日賠償政策見直しの声が高まった。というのは、日本経済が当時相当不安定な状態にあり、厳格な賠償を課すのは、日本経済の自立を

表 2 賠償機械の撤去数量調べ（昭和26年 6 月30日現在）

引 取 国	梱 包 数	重 量	撤去機械評価額	
中華民国	19,231個	56,648トン	87,043千円	(53.1) %
オランダ	3,654	8,838	19,244	(11.7)
フィリピン	8,306	22,901	32,315	(19.7)
イギリス	5,733	22,349	25,255	(15.4)
計	36,924	110,736	163,857	(100.0)

出典：大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第1巻 総説
賠償・終戦処理』東洋経済新報社、1984年、317頁、表2-15より転載。

阻害し、アメリカの財政負担を次第に重くする結果を招く恐れがあるという判断からであった。さらに米ソ冷戦の進行に伴い日本経済のいち早い復興による強固な反共防壁を築く必要性が高まったからであった。そこで一九四八年二月二十八日に第一次ストライク (Clifford S. Strike) 案が出され、同年三月一〇日には第二次ストライク案が発表された。さらに一九四八年五月一八日にはジョンストン (Percy H. Johnston) 案が発表された。いずれの案も日本経済の自立化をはかるため、賠償を緩和すべきと強調したのであった。これに関係各国が反発した。特に呉半農は、「中国賠償帰還代表団」首席代表の名の下で、いずれの案も日本の経済武装解除という「ポツダム宣言」の対日賠償原則に則っておらず、賛成できないと強く非難した。³⁵⁾

(一) 略奪財産としての阿片と中華民国

アメリカの対日賠償政策緩和が発表されるなか、一九四九年一月二一日に「中国賠償帰還代表団」から略奪財産として日本で保管されていた中国出自の全阿片とその派生物である粗製モルヒネの返還要求が初めてなされた。その際、これらの麻薬を日本側に買取らせ、その売上金による賠償機械の修理及び予備部品の購入、すなわち中間賠償の補填が主たる目的であった。³⁶⁾ そもそも略奪財産の内容はきわめて多種多様にわたり、一九五一年五月における概算によれば返還種類五九種、その評価額三、六二六億七、〇〇〇万円にのぼった。略奪財産は中華民国を始めイギリス、オランダ、フィ

リピン、フランス等に対し主として一九四八年から一九五〇年にかけて大部分の返還が行われたのであった。⁽³⁷⁾ こうしたなかで一九四九年一月二日に「中国賠償帰還代表団」は、日本で保管されていた中国出自の阿片と粗製モルヒネの返還とそれらの日本政府への売却を要請していた。そのための専用口座として「中国オープン勘定 R (China Open Account R)」に麻薬の代金を払込ませ、それを賠償機械の修理費及び予備部品の購入費に充てる予定だった。しかも G H Q の経済科学局 (Economic and Scientific Section) の外国貿易課 (Foreign Trade and Commerce Division) は、「中国賠償帰還代表団」の非公式の阿片売却要請を受けて、中間賠償の機械の修理代等のために阿片の売却とその代金の利用並びにその専用口座「中国オープン勘定 R」の設置を実際に検討していた。⁽³⁸⁾ さらに一九四九年三月一日には、「中国賠償帰還代表団」首席代表の呉半農が阿片の返還とその売却を G H Q の民間財産管理局 (Civil Property Custodian) に督促していたのであった。⁽³⁹⁾

しかし、呉半農を中心とした「中国賠償帰還代表団」の阿片返還とその売却の督促にも拘わらず、アメリカは中間賠償撤去中止を突如通告した。一九四九年五月一日にアメリカ代表のマッコイは、極東委員会第一五三回会議で中間賠償撤去中止の声明を発表し、同時にアメリカ政府は、連合国軍最高司令官に対して中間賠償撤去中止指令を発令したのであった。「マッコイ声明」によると、これ以上の賠償撤去は日本経済の安定と自立化という占領目的を阻害する、さらに在外資産の喪失、中間賠償前渡しによって、日本は既に相当多額の賠償支払いを実質的に行っており、それ故アメリカ政府は中間賠償撤去指令を撤回し、計画を停止する、というものであった。今後、中間指令権限に基づいて、日本からさらに賠償撤去を追加する意図はないことを発表したのである。⁽⁴⁰⁾

これに対して呉半農は、「中国賠償帰還代表団」首席代表の名義で、以下の内容の声明を発表した。⁽⁴¹⁾ ①賠償は日本の義務である。この最終決定権は極東委員会にあり、アメリカ政府にはない。②中間賠償は賠償案全体の三〇%にすぎず、今に至っても軍需産業にはほとんど触れていない。③今回のアメリカ政府の行動は将来の歴史家の評価に委ねる。

さらに一九四九年五月一八日のGHQの賠償技術諮詢委員会で吳半農は、突然の中間賠償撤去中止により中華民國は大きな損失を蒙ると嚴重に抗議した。⁽⁴²⁾それから二日後の二〇日には「中国駐日代表团」が正式にGHQに対して抗議を行った。⁽⁴³⁾五月二四日には極東委員会において李惟果中華民國代表は、日本賠償及び産業水準に関する声明を発表し、中華民國の対日賠償請求の正当性を強調するとともに米国の決定に対する批判を行った。⁽⁴⁴⁾

しかし、こうした一連の中華民國側の抗議は、アメリカの政策転換に影響を与えることはなかった。アメリカは、対日占領政策緩和によって対日講和の早期実現を目指した。賠償条項に関するアメリカの方針は、日本の経済復興を妨げないことを原則として、日本に対する連合国の賠償請求を放棄するところまで変化するに至る。⁽⁴⁵⁾

「マッコイ声明」の直後の一九四九年五月一七日、二二、一四六・四一八キログラムの阿片と二一四・六二〇キログラムの粗製モルヒネが国民政府に属することが、GHQの返還諮問委員会 (Restitution Advisory Committee) によって正式に承認された。⁽⁴⁶⁾これによって、上記の量の阿片と粗製モルヒネの中華民國への返還が認められたのであった。返還諮問委員会の報告書によると、上記の阿片と粗製モルヒネは、大日本製薬の大坂工場、三共の品川工場、武田薬品工業に保管されていた。各製薬会社で保管されていた阿片の量とその出自を記したのが表3である。関東軍が「満洲国」から密輸し、GHQによって押収され、「行方がわかっていない」とされた阿片は、表3からわかるように大日本製薬大坂工場に保管されていたのであった。各製薬会社で保管されていた阿片と粗製モルヒネのうち、上記の量が中国で生産され、第二次世界大戦中に日本に輸送されたことを日本政府が報告していたことも返還諮問委員会の報告書では述べられていた。⁽⁴⁸⁾

日本の製薬会社で保管されていた中国出自の阿片は、そもそも「有害な性質 (the hazardous nature)」を有するとして、GHQは中華民國への返還を渋っていたが、アメリカが中間賠償撤去中止へと対日賠償政策を転換する過程において、略奪財産としてついに返還が認められたのであった。⁽⁵⁰⁾

表3 大日本製薬、三共、武田薬品工業で保管されていた阿片とその出自

大日本製薬（大阪工場）

- (1) 日本産…10,336.715kgs
 - (2) 元日本海軍所有…1,036.000kgs
 - (3) 交易営団—ドイツ所有…3,866.400kgs
 - (4) 満洲から密輸、1946年2月日本で押収…6,760.000kgs
 - (5) 満洲から輸入…1,560.000kgs
 - (6) モンゴルから輸入…2,052.000kgs
- 総計…25,611.115kgs

三共（品川工場）

- (1) トルコ（ないしは他の中東諸国）から輸入…4,377.883kgs.
 - (2) 満洲から輸入…4,701.678kgs.
 - (3) モンゴルから輸入…736.402kgs.
 - (4) 中国から輸入（未確定）…1,471.220kgs.
 - (5) 日本産…4,982.172kgs.
 - (6) 不明…792.366kgs.
- 総計…17,061.711kgs. [17,061.721kgs.]

武田薬品工業（東京日本橋支店）

- (1) モンゴルから輸入…7,200.979kgs.
 - (2) 満洲から輸入…2,388.139kgs.
 - (3) 不明…19.282kgs.
- 総計…9,608.400kgs.

出典：Mr. Speer 26-6989. Subject: Looted Opium located in Osaka. 17 September 1948, in: GHQ/SCAP, Records, Economic and Scientific Section, China, Opium, Sept. 1948-June 1950, ESS (B)-06861（マイクロフィッシュ請求番号）：国立国会図書館憲政資料室蔵より筆者作成。

一九四九年九月二十九日に極東委員会においてインド代表は、対日賠償中止を提案した。それを受けて、一〇月七日には、オーストラリア外相が、対日賠償放棄の声明を発表した。⁵¹⁾さらに一〇月一日には、アメリカによって講和条約案全五四条が作成された。そのなかで、第三十一条は賠償に関する原則を規定しており、中間賠償を受領した諸国を例外として、すべて賠償は日本の在外財産の没収のみに限るとし、既に実行された措置以上には賠償を一切取立てない方針が明示された。⁵²⁾このように各国が対日賠償放棄の声明を出し、講和条約案が公表された翌日の一〇月一日に、今度は「中国駐日代表团」及び「中国中央信託局」がG H Q経済科学局の外国貿易課に、阿片と粗製モルヒネの日本政府への売却を要求したのであった。そこにおいては、現在まで阿片の価格、支払い条件など合意がなされていないとして、阿片の現金による売却が強く要求された。その際、阿片の売却の申し出から六カ月間が無駄に消費された点も強調された。⁵³⁾このように一九四九年三月一日に呉半農が阿片及びその派生物の返還とその売却を督促して以来、阿片の売却をめぐってはG H Qと合意がなされず、中華民国は再度、「中国駐日代表团」及び「中国中央信託局」との連名で、阿片の日本政府への売却を要求したのであった。

この「中国駐日代表团」及び「中国中央信託局」の強い要求を受けて、ついにG H Qは中華民国側に歩み寄ることになる。一九四九年一月二二日付で、G H Q経済科学局外国貿易課は「中国駐日代表团」と「中国中央信託局」に対して中華民国側の要求を受け入れる努力をしていると伝えた。その際、中華民国の交渉相手として日本の通商産業省が予定された。⁵⁴⁾こうして一九五〇年以降、阿片買取の条件等をめぐって、まずは通商産業省と経済科学局外国貿易課との間で調整がなされることになった。当初、通商産業省は、生阿片二二、一四六・四一九キログラム（モルヒネ含有率九〇％）、粗製モルヒネ二二四・六二〇キログラム（モルヒネ含有率六〇％）、総計二二、三六一・〇三九キログラム、モルヒネ含有率一〇％の生阿片換算二三、一九二・三三キログラム、一キログラム当たり一二・三三米ドル、総計二八五、九六三・八九米ドルで購入する予定であった。⁵⁵⁾この条件の下、通商産業省は「中国駐日代表团」と阿片の売買の交

渉を行うことになる。

三 通商産業省と「中国駐日代表团」による阿片売買交渉

(一) 交渉の経緯

当初中華民国側は、日本側が想定した価格の四倍と現金払いを要求していた。⁽⁵⁶⁾ それを受けて、通商産業省は一九五〇年三月一八日付の書簡を通じて「中国駐日代表团」に対して以下の条件の提案を行った。それによると、モルヒネ含有率一〇%の生阿片一キログラム当たり一二・三三米ドルで、支払い手段は「中国オープン勘定R」への払込みというものであった。⁽⁵⁷⁾ この提案は、既に見たようにGHQ経済科学局外国貿易課と調整した条件であった。こうしたなか、「国府賠償委員会」は一九五〇年三月二四日、以下のような声明を発表した。

「フィリピン、オランダなどの諸国は日本から引つづき賠償を取立てるため積極的な交渉を行っており、中国も対日講和会議が開かれるまでは賠償についての交渉をつづけねばならない。連合国が設けた賠償機構はまだ廃止されておらず、中国は引つづき賠償取立案を作成する⁽⁵⁸⁾」。

既に述べたように中華民国は当時、阿片の売却をめぐる日本と直接交渉を行っていた。そうしたなか、「国府賠償委員会」の声明は、日華間の阿片の売買交渉において中華民国側の条件を渡す日本を揺さぶることになる。

しかもこの時期、日本から略奪財産として六八万米ドルの金塊やダイヤが国民政府へ返還されていた。⁽⁵⁹⁾ 国民政府は台湾に逃れて以降、金の備蓄が減り、財政難に陥っていたようである。⁽⁶⁰⁾

阿片・粗製モルヒネの日本政府への売却交渉の最中、中華民国の外交部は一九五〇年五月七日、アメリカと協力して

対日平和条約の早期締結を促進する意図があり、アメリカのいかなる提案をも考慮する用意があることを中華民國駐米大使の顧維鈞に伝えていた。その際、国民政府は対日賠償の全放棄の意向はあるものの、この時点でアメリカにはこの意向を漏らさないようにと外交部は顧維鈞に指示したのであった。⁽⁶¹⁾

このように国民政府は、対日賠償を全部放棄する意向を持ちながらも、アメリカには漏らさないようにする路線をとっていた。この路線は、一九五〇年一月まで続くことになる。しかし、対日賠償の全放棄の中には、中間賠償の補填としての阿片の日本政府への売却は含まれていなかったのである。そうしたなか、一九五〇年五月一日、中間賠償三〇%前渡し最後の積荷船がフィリピンへ出港したのであった。⁽⁶²⁾

その二日後の五月一二日、通商産業省から「中国駐日代表团」及び「中国中央信託局」へ阿片購入覚書が送付された。それによると、モルヒネ含有率一〇%の阿片一キログラム当たり、従来の提示額である一二・三三米ドルから一三・〇〇米ドルで購入する用意があることが通知された。⁽⁶³⁾一キログラム当たり〇・六七米ドルほど引き上げられた。日本側が中華民國側に妥協した結果となった。

日本側が中華民國側に妥協するなか、一九五〇年六月六日に対日講和問題担当のダレス (John Foster Dulles) は覚書を発表し、そこにおいて明白に「無賠償方針」を打ち出した。⁽⁶⁴⁾これを受けて六月八日に中華民国外交部は、顧維鈞に以下のように政府の方針を伝えた。

「今の国際情勢を考え、政府は連合諸国と十分協力する意向を表明し、日本との平和関係の早期回復および中共がわが政府の地位を取って代わることを防ぐため、講和会議の手續きの問題についてできるだけアメリカの主張を受け入れる方針を決定した」。⁽⁶⁵⁾

このように国民政府は対日単独講和に関して、蒋介石は内心これに反発しながらも、⁽⁶⁶⁾アメリカの主張をできるだけ受け入れる方針を決定した。こうしたなか一九五〇年六月一日に「中国駐日代表团」及び「中国中央信託局」から通商

産業省宛に書簡が送付された。そこでは、「中国中央信託局は、本書簡でもって、モルヒネ含有率一〇%の生阿片一キロ当たり一三・〇〇米ドルで、生阿片二一、一四六・四一九キログラムと粗製モルヒネ二一四・六二キログラムを倉庫渡し値段で購入する（その際の支払いは中国オープン勘定“R”を通じてなされる）」という上記の覚書を通じての貴殿の申し出を中国賠償帰還代表団に代わって受け入れる」と述べられていた。⁽⁴⁷⁾ ついに中華民国側は日本側の条件を受け入れたのであった。

この直後の六月二五日に朝鮮戦争が勃発した。それを受けて七月にアメリカは「対日講和七原則」を発表し、そこにおいて無賠償原則を正式に発表した。それにも拘わらず、この時期アメリカは、国民政府側が依然として賠償にこだわっており、この態度の変化は期待できないと見なしていた。⁽⁴⁸⁾ 既に見てきたように、国民政府内部では、既に賠償放棄の方針は定まっていた模様であるが、一九五〇年一二月までは、アメリカ側に対して賠償放棄は明言されなかつたのであった。

(二) 阿片売買契約成立

一九五〇年一〇月二日に通商産業省と「中国中央信託局」との間でようやく阿片の売買契約が成立した。契約書は、「粗製阿片購入に関する契約」と称され、全部で一〇条からなつた。そこでの売り手は「中国中央信託局」であり、買手は通商産業省であった。その他、契約の証人として「中国駐日代表団」代表と連合国軍最高司令官の副署もなされていた。その際、「中国賠償帰還代表団」首席代表が「中国駐日代表団」代表の代理人として、また連合国軍最高司令官の代理人として外国貿易課長のヘイル (R. W. Hale) が署名を行っていた。契約では、ヘイルが署名した日（同年一〇月二日）が、正式の契約成立日とされた。⁽⁴⁹⁾

表 4 購入した阿片と粗製モルヒネの量並びにその分析結果

	量 (kg)	モルヒネ		保管場所
		含有率	換算量 (kg)	
生阿片	2,388.140	9	214.933	武田薬品工業
生阿片	2,399.9685	8.87	212.877	武田薬品工業
生阿片	2,401.6774	10.07	241.849	武田薬品工業
生阿片	2,399.3335	8.77	210.422	武田薬品工業
生阿片	1,560.000	10.0	156.000	大日本製薬
生阿片	2,052.000	10.0	205.200	大日本製薬
生阿片	1,036.000	10.0	103.600	大日本製薬
生阿片	4,361.666	14.0	610.633	三共
生阿片	340.012	9.2	31.281	三共
生阿片	12.142	14.0	1.700	三共
生阿片	724.260	9.2	66.632	三共
生阿片	1,471.220	9.2	135.352	三共
合計	21,146.419		2,190.479	
粗製モルヒネ	214.620	60.0	128.772	
総計	21,361.0394		2,319.251	

出典：CERTIFICATE OF WEIGHT AND ANALYSIS, Tokyo, 14, Oct. 1950, in: GHQ/SCAP, Records, Economic and Scientific Section, Crude Opium — China, June 1950–Dec.1950, ESS (B)-04490：国立国会図書館憲政資料室蔵より筆者作成。

一九五〇年一月一日には、通商産業省から「中国中央信託局」宛に購入した阿片の重量の確認を知らせる書簡が送付された。⁽⁷⁰⁾ その際、通商産業省が購入した阿片の重量の詳細な確認とその成分の分析が厚生省の指示の下なされ、証明書が添付されていた。購入した阿片の重量とその分析結果を示したのが、表 4 である。

通商産業省が阿片の重量とそのモルヒネ含有率を確認した約一カ月後、「中国中央信託局」から通商産業省宛に、阿片と粗製モルヒネの売買契約はすべてモルヒネ換算のドル勘定でなされることを再確認する書簡が送付された。ここでは、モルヒネに換算して二、三二九・二五一キログラムで、一キログラム当たり一三〇・〇〇米ドル、総計三〇一、五〇二・六三米ドルを「台湾・日本オープン勘定 (Taiwan-Japan Open Account)」に払込むことが確認された。⁽⁷¹⁾ 中華民国側とすれば、後は日本の外国為替管理委員会からの「台湾・日本オープン勘定」への払込みを待つだけで

あった。

四 中華民國による対日賠償請求放棄と国際麻薬条約

(一) 対日賠償請求の条件付き放棄の正式表明

一九五〇年一月二〇日にダレスは、顧維鈞に「対日講和七原則」を示した。その際、顧維鈞は以下のように述べた。

「我が国は寛大と協力の意味から、賠償についてある程度の軽減も検討してきた。しかし、我が政府と人民の莫大な損失から言えば完全な放棄はし兼ねる。我々は日本に過酷な負担をかけない条件のもとで、若干の賠償を求めたい」⁽⁷²⁾。

この時期に至っても顧維鈞はダレスに対して対日賠償の「完全な放棄はし兼ねる」と述べていたが、既に国民政府は賠償放棄の方針を確定していた。しかし、まだ国民政府は対外的には賠償放棄は明言していなかったのであった。一九五〇年一月二二日にはダレスは、対日講和の打ち合わせのために国民政府の代表と会談を行った。それを受けて一月七日に顧維鈞は国民政府に対して、「我々は我が国人民の感情を考慮しなければならぬ。またフィリピンが頑強に賠償要求を堅持していることに鑑み、我々は一つの声明を付け加えるべきだ。その大意は、日本の賠償問題について他のすべての国が賠償放棄に同意することを条件とするというものだ。もしアメリカが何れかの国の賠償要求を支持するのであれば、我々もこれを前例として引用できる」と提言を行った。その結果、この条件付き賠償放棄案が国民政府側に受け入れられたのであった。⁽⁷³⁾ こうして一九五〇年一月一九日、顧維鈞はダレスとの会談において、賠償問題に関し

説
論
て他のすべての国が賠償請求を放棄することを条件に、国民政府も賠償請求を放棄するとの見解を初めてアメリカ側に明らかにした。⁽⁷⁴⁾

この会談の一〇日後、一九五〇年一月二十九日、一〇八、六四六、四七二・七二円が「台湾・日本オープン勘定」に払込まれるべく、日本銀行から外国為替管理委員会へ振替えられたのであった。⁽⁷⁵⁾それを踏まえて一九五一年二月一四日に通商産業省通商振興局から日本銀行宛に振替済の証明願が出されている。以下は、その原案である。

「昭和廿六年貳月拾四日

通商産業省通商振興局

総理部長 石井由太郎 印

日本銀行御中

証明願

左記の通り振替済なる事を証明方相成りたい

記

振出年月日 昭和廿五年十二月廿九日 振替書番号 三三九号

振替先 外国為替管理委員会

振出科目 貿易特別会計 貿易取引費 外国為替年決済費^外 外国為替年決済費^外

金額 一金壹億八百六拾四萬六千四百七拾貳圓七拾貳錢也

右金額ハ昭和二十五年十二月二十九日

振替済ナルコトヲ証明シマス

昭和二十六年二月十四日

日本銀行 印 ⁽⁷⁶⁾

以上から窺えるように、日本側は「貿易特別会計貿易取引費外国為替年決済費」の名目で日本銀行から外国為替管理委員会へ「壹億八百六拾四萬六千四百七拾貳圓七拾貳錢」を振替え、阿片の購入代金三〇一、五〇二・六三米ドルを外国為替管理委員会を通じて「台湾・日本オーブン勘定」に払込んだようである。

こうしたなか一九五一年一月二二日、顧維鈞は中華民国を代表してダレス宛に正式に「対日講和七原則」への回答を送った。⁽⁷⁷⁾ そのなかで、彼は「対日講和の早期締結促進のため、中国政府は賠償要求を放棄する用意がある、但し、他の関係国も同様に放棄するのが条件である。もし何れかの国が依然として対日賠償を堅持するなら、中国政府は優先的な賠償を要求はしないが、当該国と同様な考慮をされたい」と条件付の賠償放棄を正式に表明したのであった。⁽⁷⁸⁾

この条件付の賠償放棄の正式表明に至る過程において、国民政府は略奪財産としての阿片と粗製モルヒネの返還とそれの日本政府への売却という方法で、日本から賠償金を事実上取立てていたのであった。賠償機械を中心とする中間賠償の八千万円とは別に、阿片・粗製モルヒネの返還と売却を通じて、賠償機械の修理費及び予備部品購入費の名目で中間賠償の補填として中華民国は約一億円を取得していたのであった。この約一億円は、管見の限り、これまで全く公表されておらず、阿片・二一トン、粗製モルヒネ二〇〇キログラムの返還及び売却並びにその過程も全く公表されていない。⁽⁷⁹⁾ というのも、阿片・モルヒネが「有害な性質」を有していただけでなく、G H Qの仲介による阿片・粗製モルヒネの中華民国からの日本の買取（輸入）が、後述するように国際条約に抵触することになるからであった。因みに大蔵省財政史室編『昭和財政史』では、「返還略奪物件一覧」（一九五〇年一月現在）における「阿片及モルヒネ」の量は「二一トン」ではなく、「二一リットル」と容積で表記されているのみである。⁽⁸⁰⁾

(二) 関東軍阿片のゆくえと国際麻薬条約

本来、日本の製薬会社で保管されていた中国出自の阿片は、中華民国とGHQとの返還をめぐる合意に従うならば、略奪財産として中華民国に返還されなければならなかったはずである。しかし、興味深いことに、終戦直後に「満洲国」から日本に密輸された前述の関東軍阿片は、実は中華民国には返還されていなかったたのであった。既に明らかにしたように、この関東軍阿片は六、七六〇・〇〇〇キログラムほどが戦後大日本製薬の大坂工場に保管されていた。通商産業省が購入した阿片と粗製モルヒネの量及びその分析結果を示した表4における大日本製薬で保管されていた阿片のそれぞれの出自は、大日本製薬保管の阿片とその出自を示した表3と照合してみると次のようになる。

購入生阿片（大日本製薬保管） 一、五六〇・〇〇〇キログラム（満洲から輸入）

購入生阿片（大日本製薬保管） 二、〇五二・〇〇〇キログラム（モンゴルから輸入）

購入生阿片（大日本製薬保管） 一、〇三六・〇〇〇キログラム（元日本海軍所有）

このように、「満洲から密輸、一九四六年二月日本で押収」という出自で大日本製薬に保管されていた関東軍阿片は、日本が中華民国から購入した阿片二一トンには含まれてはいなかったたのであった。すなわち、略奪財産として返還された阿片二一トンの中に関東軍阿片六・七六トンは含まれておらず、中華民国には結果的に返還されなかったたのであった。この関東軍阿片のゆくえは依然として不明のままである。

しかも日本が、中華民国から買取った（輸入した）粗製モルヒネ二一四・六二〇キログラムは、実は「麻薬ノ製造制限及分配取締ニ関スル条約」（一九三二年七月一三日ジュネーブ調印、一九三五年六月三日日本批准）第一二条第二項に抵触していたのである。国際連合は、そもそも国際連盟の国際阿片委員会の組織を踏襲し、その権限を承継しており、国際阿片条約や麻薬関連条約の批准国は戦後もそれらの制約下にあった⁽⁸⁾。そのため日本も戦前批准した「麻薬ノ製

表 5 日本におけるモルヒネの消費・生産等の1950年度見積もり

モルヒネ	(キログラム)
690.991	(卸売業者貯蔵量)
277.987	(製造業者貯蔵量)
968.978	(1949年12月31日時点での貯蔵量)
208.789	(1950年における消費見込量)
760.189	(1949年12月31日時点での貯蔵量—1950年消費見込量)
65.000	(1950年における製造見込量)
825.189	(1950年における貯蔵見込量)
1.486	(1950年における精製の際の損失見込量)
823.703	(1950年12月31日時点での貯蔵見込量)
208.789	(1951年における消費見込量)
614.914	(1950年12月31日時点での貯蔵見込量—1951年消費見込量)
80.000	(1951年における製造見込量)
694.914	(1951年12月31日時点での貯蔵見込量)

出典：Statistic Form (B) L Part 1, in: From Takuro SATOMI to Chief of Narcotic Control Division, Public Health and Welfare Section, GHQ, SCAP, July 13, 1950, in: GHQ/SCAP, Records, Public Health and Welfare Section, Japan — B (L) Annual Estimates of Drugs — PCOB, B (L) Part 2 Stock Estimates under Headings IV & V, May 1946—Mar. 1952, PHW-01818：国立国会図書館憲政資料室蔵より筆者作成。

造制限及分配取締ニ関スル条約⁸³⁾を始めとした一連の条約に従って、毎年麻薬の国内予定消費量や製造予定量等を見積もりとして国際連合の常設中央委員会 (the Permanent Central Board) にGHQを通じて報告しなければならなかった。

日本が一九五〇年にGHQの公衆衛生福祉局を通じて国際連合に提出した一九五〇年度の見積もり(表5)では、一九五〇年におけるモルヒネの国内消費見込量は二〇八・七八九キログラムで、モルヒネの輸出見込量は六五・〇〇〇キログラムと報告されていた。しかし、「麻薬ノ製造制限及分配取締ニ関スル条約」第一二条第二項によると、「何レカノ薬品ノ何レカノ国又ハ領域ヘノ一年間ニ於ケル輸入ハ第五条ニ定メララルル見積ト該年中該国又ハ該領域ヨリ輸出セラルル数量トノ合計ヨリ該年中該国又ハ該領ニ於テ製造セラルル数量ヲ控除シテ得タル数量ヲ超過セザルベシ⁸³⁾」と規定されている。これに従うと、日本は一九五〇年においてはそもそも一四

三・七八九キログラム（国内消費見込量＋輸出入見込量－製造見込量＝一年間輸入できる量）しか輸入できないはずである。しかし、日本はGHQ承認の下、中華民国から条約上の制限を超える粗製モルヒネ二一四・六二〇キログラムを輸入していたのである。しかも、中華民国から通商産業省が輸入した粗製モルヒネについては、一九五一年度の見積もりにおいては、全く記載されていないのであった。⁸⁴

おわりに

以上本論では、「満洲国」における関東軍の阿片のゆくえを追いながら、戦後阿片に関わった諸アクター、すなわちGHQ、中華民国、日本の関係を実証的に検討した。戦後において阿片と戦争賠償、とりわけ日華賠償問題とが密接に関わっていたことが明らかになった。

そもそも戦時中奉天に保管されていたナチ阿片は、関東軍が引受けた。その後、関東軍によって「満洲国」内の阿片は通化に集積すべく、新京に集められた。そこに集められた関東軍の阿片のゆくえは、現段階の史料状況から、少なくとも二つのルートがあったことが判明した。まず一つが、新京で地下に埋蔵されたルートである。もう一つが、日本に密輸されたルートである。本論では唐津（呼子港）へ密輸された阿片二二トンのルートを明らかにした。そのルートは、新京↓吉林↓朝鮮半島仁川↓唐津（呼子港）↓神戸↓大阪↓和歌山県大崎港↓徳島県小松島港（実際は徳島県大湊港で拿捕）というものである。その際、阿片の出荷人は関東軍であり、荷受人は厚生省であった。その他にこの密輸に関わったアクターは、「満洲国」総務庁、「満洲国」軍政部、満洲三共公司、佐賀県警、昭和通商であった。

この密輸された阿片はGHQによって押収され、その後「行方がわかっていない」とされていた。しかし、本論で明らかにしたように、この阿片は大日本製薬大阪工場に保管され、中華民国への略奪財産返還の対象となったのであ

た。

当時、日本と中華民国との間では賠償問題が争点となっていた。日華間では、中間賠償、すなわち施設賠償として賠償機械の前渡しがなされていた。しかし、中華民国は運輸船を持たず、新工場建設の資金もないため、賠償機械はむしろ財政上の負担となっていた。そこで、一九四九年一月二日に、中華民国は日本で発見された中国出自の全阿片と粗製モルヒネを略奪財産として返還するようにGHQに要求した。さらに中華民国は、これらを日本政府に買取らせることで、中間賠償の補填として賠償機械の修理費と予備部品の購入費に充てようと画策していたのであった。

しかし、GHQは中華民国側の阿片の返還要求に対してしばらく返答しなかった。その理由は阿片が「有害な性質」を有していたからであった。それにも拘わらず、GHQが敢えて阿片の返還を決断した背景には、中間賠償撤去中止とそれに反発する中華民国への慰撫があったと考えられる。阿片返還後、アメリカは、今度は中華民国に対して対日賠償請求の放棄を迫ることになる。

中華民国は、一九五一年一月に対日賠償請求の条件付き放棄を正式に表明する過程で、GHQから略奪財産として返還させた阿片と粗製モルヒネを日本政府へ売却することで、事実上日本から賠償金を取立てていたのであった。賠償機械を中心とする中間賠償の八千万円とは別に、阿片・粗製モルヒネの売却を通じて、中間賠償の補填として賠償機械の修理費及び予備部品購入費の名目で、中華民国は賠償機械の八千万円を上回る約一億円を取得していたのであった。この約一億円の取得は、これまで全く公表されていない。しかも、阿片二一トン、粗製モルヒネ二一四・六二〇キログラムの返還及び売却も全く公表されていない。

さらに、日本がGHQの仲介で中華民国から買取った（輸入した）粗製モルヒネ二一四・六二〇キログラムは、実は「麻薬ノ制限及分配取締ニ関スル条約」第二二条第二項に抵触していたのであった。日本政府は、粗製モルヒネの中華民国からの購入（輸入）を国際連合に報告する義務があったにも拘わらず、管見の限り、報告はしていない。

中華民国が略奪財産としてGHQから返還させ、日本に買取らせた阿片の中には、「満洲国」から関東軍と厚生省が密輸し、GHQに押収され、戦後大日本製薬大阪工場に保管されていた関東軍阿片は含まれていなかった。この関東軍阿片は、中華民国とGHQとの返還をめぐる合意に従うならば中国出自の阿片ゆえに、略奪財産として中華民国に本来返還されるべきものであった。しかし、GHQは中華民国には返還しておらず、この関東軍阿片のゆくえは、依然として不明のままである。

以上のように戦後も国際連合の規制対象であった阿片と粗製モルヒネが、日華賠償問題において、中間賠償の補填として売買されていたのであった。麻薬が戦争賠償において施設賠償の補填として利用されていたのであった。麻薬は戦争遂行だけでなく、戦争賠償とも密接に関係していたのである。中華民国の対日賠償請求の条件付き放棄の正式表明と中華民国による日本政府からの阿片の売却金約一億円の取得との間に直接的な因果関係があったのか否かについては、現段階の史料状況では不明のままである。この問題については、「満洲国」から密輸された関東軍阿片のゆくえとともに今後の課題である。

* 本論の引用文中における「」と…は、それぞれ引用者の補足と中略である。また史料引用中の□は判読困難な箇所を指す。なお、史料引用の際、ルビは省略した。

(一) Behrens, Roman: „Vernichten und Heilen“—Ein Forschungsbericht zur Militärmedizin des Zweiten Weltkrieges, Norderstedt 2012; Eckart, Wolfgang U./Alexander Neumann (Hg.): Medizin im Zweiten Weltkrieg. Militärmedizinische Praxis und medizinische Wissenschaft im »Totalen Krieg«, Paderborn 2006; Holzer, Tilman: Die Geburt der Drogenpolitik aus dem Geist der Rassenhygiene. Deutsche Drogenpolitik von 1933 bis 1972, Norderstedt 2007; Pieper, Werner (Hg.): Nazis on Speed. Drogen im 3.Reich, Löhnbach o.J. (2002).

(二) Ohler, Norman: Der totale Rausch. Drogen im Dritten Reich, Köln 2015. 本書の書評のタイトルである「麻薬戦争」が本書の特徴を端的に表現している。Drohinski, Matthias: Drogenkrieg, in: Süddeutsche Zeitung, Nr.206, 8. September 2015, S.3.

- (3) Ziti. nach Drobinski, Drogenkrieg, S.3.
- (4) 第二次世界大戦中の日本及び「満洲国」における麻薬の役割については、以下の歴史学者の研究が代表的で、重要である。内田知行・柴田善雅編『日本の蒙疆占領 一九三七―一九四五』研文出版、二〇〇七年、江口圭一編『資料日中戦争期阿片政策―蒙疆政権資料を中心に―』岩波書店、一九八五年、同『日中アヘン戦争』岩波書店、一九八八年、岡部牧夫・荻野富士夫・吉田裕編『中国侵略の証言者たち―「認罪」の記録を読む―』岩波書店、二〇一〇年、倉橋正直『新装版』日本の阿片戦略―隠された国家犯罪―共栄書房、二〇〇五年、同『阿片帝国・日本』共栄書房、二〇〇八年、小林元裕『近代中国の日本居留民と阿片』吉川弘文館、二〇一二年、林檎、許東燦訳『日本の中国侵略とアヘン』第一書房、一九九四年、山田豪一『満洲国の阿片専売―一わが満蒙の特殊権益』の研究―』汲古書院、二〇〇二年。Gootenberg, Paul (ed.): Cocaine. Global Histories, London: Routledge, 1999; Jennings, John M.: The Opium Empire. Japanese Imperialism and Drug Trafficking in Asia, 1895-1945, Westport: Praeger Publishers, 1997; Smith, Norman: Intoxicating Manchuria. Alcohol, Opium, and Culture in China's Northeast, Vancouver: UBC Press, 2012. その一方で、中国側の研究は、日中戦争における麻薬の役割についての関心が高い。例えば、以下の研究を参照。曹大臣・朱慶葆『刺刀下的毒禍―日本侵華期間的鴉片毒化活動―』福州・福建人民出版社、二〇〇五年、呂永華『偽滿時期的東北烟毒』長春・吉林人民出版社、二〇〇四年、王宏斌『日本侵華毒品政策五十年（一八九五―一九四五）』石家庄・河北人民出版社、二〇〇五年。
- 近年、夜間戦闘機「月光」の元搭乗員による手記が刊行され、そこでは「暗視ホルモン」として覚醒剤（ドイツ製）が戦闘機搭乗前に投与されていたことが明らかにされている。黒島四朗著／渡辺洋二編『回想の横空夜戦隊―ある予備士官搭乗員のB-29邀撃記―』光人社、二〇一二年。
- (5) 例外的にキングズバークは戦後日本社会における麻薬のまん延とその対策についても検討を行っている。Kingsberg, Miriam: Moral Nation. Modern Japan and Narcotics in Global History, Berkeley/Los Angeles: University of California Press, 2014.
- (6) 熊野直樹『バター・マーガリン・満洲大豆―世界大恐慌期におけるドイツ通商政策の史的展開―』熊野直樹・柴尾健一・山田良介・中島琢磨・北村厚・金哲『政治史への問い／政治史からの問い』法律文化社、二〇〇九年、一七一―一七二頁。
- (7) 熊野直樹『ナチ阿片・交易営団・GHQ―第二次世界大戦末期のドイツ滞員のゆくえ―』『法政研究』第八一卷第三号、二〇一四年、二〇三―二三三頁。
- (8) 日華賠償問題に関する研究において、本論で主に参照した研究は以下の通りであるが、これらはいずれも阿片と賠償との関係については全く言及していない。浅田正彦『日中戦後賠償と国際法』東信堂、二〇一五年、殷燕軍『中日戦争賠償問題―中国国民政府の戦時・戦後対日政策を中心に―』御茶の水書房、一九九六年、同『日中講和の研究―戦後日中関係の原点―』柏書房、二〇

○七年、袁克勤『アメリカと日華講和—米・日・台関係の構図—』柏書房、二〇〇一年、呉秀月「冷戦下の蒋介石の対外戦略と日台関係（一九五〇—一九五二）』『法學政治學論究 法律・政治・社会』第四一号、一九九九年、五一〜八九頁、国際法事例研究会『日本の国際法事例研究（6）戦後賠償』ミネルヴァ書房、二〇一六年、劉波「戦後日中関係における戦争賠償問題—国民党政府の対日賠償問題処理を中心に—』『法と政治』第四六卷第一号、一九九五年、五九〜一二三頁。

- (9) 以上の叙述は、熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・GHQ」二二二〜二二三頁による。
- (10) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・GHQ」二二三頁。
- (11) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・GHQ」二二三〜二二四頁。
- (12) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・GHQ」二二四頁からの再引用。
- (13) 熊野、前掲「ナチ阿片・交易営団・GHQ」二二四頁からの再引用。
- (14) 古海忠之「忘れ得ぬ満洲国」経済往来社、一九七八年、一二七頁。
- (15) 古海、前掲「忘れ得ぬ満洲国」一二七頁。
- (16) 古海、前掲「忘れ得ぬ満洲国」一二九頁。
- (17) 古海、前掲「忘れ得ぬ満洲国」一三〇頁。
- (18) 山本常雄『阿片と大砲—陸軍昭和通商の七年—』PMC出版、一九八五年。
- (19) 山本、前掲「阿片と大砲」一六六頁。
- (20) 山本、前掲「阿片と大砲」一六七頁。
- (21) 山本、前掲「阿片と大砲」一六七頁。
- (22) 山本、前掲「阿片と大砲」一六七頁。
- (23) 山本、前掲「阿片と大砲」一六七〜一六八頁。
- (24) 山本、前掲「阿片と大砲」一六八〜一六九頁。
- (25) 「阿片七百萬弗を密輸 満洲國倉庫から和歌山の大崎港へ」『朝日新聞（東京版）』一九四六年三月一五日（朝刊）、二頁（本論では朝日新聞社聞蔵IIビジュアルを使用、以下同じ）。本事件に関する新聞報道の記事内容は国際検察局においてコメント付きで英文に翻訳されている。それによると、満洲三共会社長と「満洲国」政府高官は京都で阿片の密輸で逮捕され、それ以外の三人は唐津で逮捕されたという。参照、CONFIDENTIAL JP/FUK/PPB/899, CIVIL CENSORSHIP DETACHMENT, CIS-GHQ, AFPAC, APO 500, 13 April 1946, 粟屋憲太郎・吉田裕（編集・解説）『国際検察局（IPIの）尋問調書』第三八巻、日本図書センター、一九九三年、三三四頁。並びに参照、CONFIDENTIAL JP/TOK/PPB/3590, CIVIL CENSORSHIP DETACH-

- MENT, CIS-G2-GHQ-APPAC, APO 500, 27 April 1946, 同書 三五三頁。
- (26) 満洲三共会社は、一九四〇年一月に奉天で設立され、一九四五年八月に終戦により、八路軍、ソ連軍、「重慶軍」に接収された。参照、三共六十年史刊行委員会編『三共六十年史』三共六十年史刊行委員会、一九六〇年、一二〇～一二二頁。
- (27) 'CONFIDENTIAL JP/OSA/11447, CIVIL CENSORSHIP DETACHMENT, CIS-GHQ-APPAC, APO 500, 15 March 1946, 前掲『国際検察局（IPS）尋問調書』第三八巻、三〇六～三〇七頁。なお、幸運丸は大崎港から小松島港を目指したが、四国沖で米軍に発見され、小松島港より南に位置する大瀧港で拿捕された模様である。GHQの新聞発表では、既述のように大崎港で榮宝丸から阿片が発見没収されたことになっている。
- (28) 山本、前掲『阿片と大砲』一六九頁。
- (29) 山本、前掲『阿片と大砲』一六九～一七〇頁。
- (30) 山本、前掲『阿片と大砲』一七一頁。
- (31) 山本、前掲『阿片と大砲』一七一～一七二頁。
- (32) 袁、前掲『アメリカと日華講和』八二頁、吳半農「有関日本賠償帰還工作の一些史実」中国人民政治協商會議全國委員会文史資料研究委員会編『文史資料選輯』第七二輯、中國文史出版社、一九八六年、二二三～二三四頁参照。
- (33) 以上の叙述は、劉、前掲『戦後日中関係における戦争賠償問題』八〇～八一頁、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで—第一巻 総説 賠償・終戦処理』東洋経済新報社、一九八四年、二六九頁による。
- (34) 劉、前掲『戦後日中関係における戦争賠償問題』八一～八二頁、吳、前掲『有関日本賠償帰還工作の一些史実』二三八頁。
- (35) 以上の叙述は、劉、前掲『戦後日中関係における戦争賠償問題』八二～八四頁、吳、前掲『有関日本賠償帰還工作の一些史実』二三七～二三八頁による。大蔵省財政史室編、前掲『昭和財政史』三五一～四一二頁も参照。
- (36) COPY: GENERAL HEADQUARTERS SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS, CHECK SHEET, Subject: Looted Opium, 4 March 1949, in: GHQ/SCAP, Records, Economic and Scientific Section, China, Opium, Sept. 1948-June 1950, ESS (B)-06861 (トイクロノイシム 請求番号)：国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (37) 大蔵省財政史室編、前掲『昭和財政史』六一七頁。
- (38) GENERAL HEADQUARTERS SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS, Economic and Scientific Section, Foreign Trade and Commerce Division. Subject: Open Account Trading, 8 March 1949, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-06861：国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (39) From Bannong Wu to Custodian, Civil Property Custodian, GHQ, SCAP, March 14, 1949, in: GHQ/SCAP, Records,

Economic and Scientific Section, Opium—Chinese, Restituted, Offer, Mar.1949-Oct.1940, ESS (C)-03436: 国立国会図書館憲政資料室蔵。

(40) 以上の叙述は、劉、前掲「戦後日中関係における戦争賠償問題」八四〜八五頁による。並びに参照、大蔵省財政史室編、前掲『昭和財政史』四三二〜四三三頁。

(41) 劉、前掲「戦後日中関係における戦争賠償問題」八五頁、呉、前掲「有関日本賠償帰還工作的些史実」二三九頁。

(42) 呉、前掲「有関日本賠償帰還工作的些史実」二三九〜二四〇頁。

(43) 呉、前掲「有関日本賠償帰還工作的些史実」二四〇頁。

(44) 殷、前掲「中日戦争賠償問題」二二二頁。

(45) 劉、前掲「戦後日中関係における戦争賠償問題」八六頁。

(46) GENERAL HEADQUARTERS SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS, RESTITUTION ADVISORY COMMITTEE, 17 May 1949, in: GHQ/SCAP, ESS (C)-03436: 国立国会図書館憲政資料室蔵。

(47) 大日本製薬は、一九四七年一月二日に麻薬を保管することになり、連合軍のM・P及び日本政府の武装警官多数が護衛して大阪工場内の倉庫に麻薬を搬入した。それ以来一九四九年一月までこの麻薬倉庫の警備のために、警察官が常駐したという。大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会編『大日本製薬六十年史』大日本製薬株式会社六十年史編纂委員会、一九五七年、一四四頁。

(48) RAC-154, in: GHQ/SCAP, ESS (C)-03436: 国立国会図書館憲政資料室蔵。

(49) GENERAL HEADQUARTERS SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS, CHECK SHEET. Subject: Looted Opium, 8 March 1949, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-06861: 国立国会図書館憲政資料室蔵。

(50) GHQの公衆衛生福祉局 (Public Health and Welfare Section) のある麻薬取締課長 (Chief of Narcotic Control Division) は、そもそも阿片の中国への返還には反対であった。この課長は当初、中国人の阿片保有を許可するつもりはなかったようである。TREASURY DEPARTMENT, Bureau of Narcotics, March 17, 1950, in: GHQ/SCAP, Records, Economic and Scientific Section, China, Opium, Sept. 1948-June 1950, ESS (B)-06860: 国立国会図書館憲政資料室蔵。

(51) 殷、前掲「中日戦争賠償問題」三七〇〜三七二頁。

(52) 大蔵省財政史室編、前掲『昭和財政史』四四五頁。

(53) From Hsu-chao Ho to Office of the Chief, Foreign Trade & Commerce Division, ESS, GHQ, SCAP, 14 October 1949, in: GHQ/SCAP, ESS(C)-03436: 国立国会図書館憲政資料室蔵。

- (45) "DRAFT": GENERAL HEADQUARTERS SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS, Economic and Scientific Section. APO 500, 12 December 1949, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-06861 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。この時期、中華民國に各目上返還された阿片及び粗製モルヒネは、依然として民間財産管理局が實際上管理していたようである。Cf. CHECK SHEET, File No.: 440 (3 Dec 49) ESS/FTC, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-06861 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (46) From International Trade Bureau, MITI to the Chief of Foreign Trade and Commerce Division, ESS, GHQ, SCAP, 30 January 1950, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-06861 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (47) From Chief, International Trade Bureau, Ministry of International Trade & Industry to Chief, Foreign Trade & Commerce Division, ESS, GHQ, SCAP, 18 March 1950, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-06860 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (48) From Chief, International Trade Bureau, M.I.T.I. to Chinese Mission in Japan, 18 March 1950, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-06860 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (49) 「対日賠償の取立て」『朝日新聞〈東京版〉』一九五〇年三月二六日朝刊、二頁。
- (50) 「日本から金塊台北着」『朝日新聞〈東京版〉』一九五〇年四月三日朝刊、一頁、「略奪ダイヤを返還」『朝日新聞〈東京版〉』一九五〇年四月七日朝刊、一頁。
- (51) 例えば、呂芳上主編『蔣中正先生年譜長編』第九冊、臺北・國史館・中正記念堂・中正文教基金會、二〇一五年、五〇六〜五〇七頁（六月一〇日の項）、五三三頁（八月四日の項）を参照。
- (52) 以上の叙述は、袁、前掲『アメリカと日華講和』八九頁による。なお、顧維鈞の回想録では、国民政府がこの時期に対日賠償の全放棄の意向を有していたことについては触れられていない。顧維鈞、中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』第九分冊、北京・中華書局、二〇一五年（重印）、八〜九頁。
- (53) 殷、前掲『中日戦争賠償問題』三二七頁。
- (54) From International Trade Bureau, Ministry of International Trade and Industry to Chinese Mission in Japan, 12 May 1945 [sic] [1950], in: GHQ/SCAP, ESS (B)-06860 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (55) 劉、前掲「戦後日中関係における戦争賠償問題」八六頁。
- (56) 袁、前掲『アメリカと日華講和』八九頁からの再引用。
- (57) 呂主編、前掲『蔣中正先生年譜長編』第九冊、五〇四頁（六月三日の項）、五〇五頁（六月五日の項）を参照。
- (58) CHINESE MISSION IN JAPAN, TOKYO, 16 June 1950, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-06860 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。
- (59) The Chargé in China (Strong) to the Secretary of State, Taipei, August 4, 1950-11 am., in: Foreign Relations of the

United States 1950, Volume VI: East Asia and The Pacific, Washington: United States Government Printing Office, 1976, p. 417.

(69) CONTRACT FOR THE PURCHASE OF CRUDE OIL, pp.1-4, in: GHQ/SCAP, Records, Economic and Scientific Section, Crude Oil—China, June 1950-Dec. 1950, ESS (B)-04490 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。

(70) From Chief, International Trade Bureau, Ministry of International Trade and Industry to Central Trust of China, Tokyo, 14 Oct. 1950, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-04490 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。

(71) From THE CENTRAL TRUST OF CHINA, TOKYO OFFICE to Ministry of International Trade & Industry, Japanese Government, 13 November, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-04490 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。もともと「中国オープン勘定R」に払込むはずであったが、最終的には「台湾・日本オープン勘定」に払込むことになったようである。その経緯並びに両勘定の関係は不明である。

(72) 殷、前掲『日中講和の研究』一一四頁からの再引用。

(73) 殷、前掲『中日戦争賠償問題』二二七、二七三頁参照。引用箇所は、顧、前掲『顧維鈞回憶録』第九分冊、三三頁。なお訳出の際、殷氏の訳を参照したが、全体的に訳は改めている。

(74) Memorandum of Conversation, by the Consultant to the Secretary (Dulles), December 19, 1950, in: Foreign Relations of the United States, 1950, Volume VI, pp. 1372-1373. 顧、前掲『顧維鈞回憶録』第九分冊、三九〇頁、大蔵省財政史室編、前掲『昭和財政史』四五二頁、吳、前掲『冷戦下の蒋介石の対外戦略と日台関係』七二頁を参照。

(75) From Ishii, Yoshitaro to Bank of Japan, 14 February 1951, in: GHQ/SCAP, ESS (B)-04490 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。

(76) 「昭和廿六年貳月拾四日 石井由太郎から日本銀行宛証明願」GHQ/SCAP, ESS (B)-04490 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。なお、外国為替管理委員会が「台湾・日本オープン勘定」へ払込んだ際の証明書の類は現時点では見出ししていない。そのため同日の一九五〇年一月二十九日にそのまま勘定へ払込まれたか否かは不明である。

(77) 「対日講和七原則」は、一九五〇年一月二十四日にアメリカ国務省によって正式に発表された。その六番目の原則が請求権の放棄を定めていた。この七原則については、毎日新聞社図書編集部編『対日平和条約』毎日新聞社、一九五二年、三〇二～三〇四頁を参照。顧維鈞がダレスに正式回答を送る経緯については、顧、前掲『顧維鈞回憶録』第九分冊、四五～四七頁を参照。

(78) 「附録四 一九五一年一月二二日国民政府对美国政府七点節略の答復全文」顧、前掲『顧維鈞回憶録』第九冊、六二七頁、殷、前掲『日中講和の研究』一一五頁。なお、引用文中の訳文は、殷氏によるが、一部改訳した。

- (79) 阿片・粗製モルヒネの返還交渉において中心的な役割を演じた「中国賠償帰還代表团」首席代表である呉半農の回想録では、麻薬の返還とその売却要求については全く言及されていない。呉、前掲『有関日本賠償帰還工作的「一些史実」』二一九〜二五〇頁。麻薬の返還及び売買をめぐる交渉に対して、国民政府、特に蒋介石がどの程度関わっていたかが今後重要な論点となる。因みに、一九四九年一月以降開始される麻薬の返還及び売買交渉に関して、蒋介石の重要な関連文書が収録された『事略稿本』（但し一九四九年一月まで）や『蔣中正先生年譜長編』においては、呉半農の名前すら登場しない（そもそも人名索引に彼の名前が記載されていない）。『蔣中正總統檔案 事略稿本』第七八巻〜第八二巻（民國三十七年一月至民國三十八年一月）、台北・國史館、二〇一三年、呂主編、前掲『蔣中正先生年譜長編』第九冊参照。
- (80) 大藏省財政史室編、前掲『昭和財政史』六一〇頁、表八一〇参照。
- (81) Cf. UNITED NATIONS/NATIONS UNIES, REFERENCE: 606-21-1/L.S, 8 April 1947, in: GHQ/SCAP, Records, Public Health and Welfare Section, International Narcotic Protocols, 1924/11-1950/06, PHW-01810；国立国会図書館憲政資料室蔵。国際連盟から国際連合へ至る過程については、篠原初枝『国際連盟―世界平和への夢と挫折―』中央公論新社、二〇一〇年、二六一〜二六五頁を参照。
- (82) 本条約において、麻薬の製造や輸入に関する主な規定は以下の通りである。
- 「第四条（見積の根拠たる需要及び準備在庫品、政府在庫品の設定保有）」
- 一 前諸条ニ從ヒ提出セラルル各見積ハ其ノ関スル国又ハ領域ノ内部消費ニ必要ナル薬品ニ関スル限り専ラ右ノ国又ハ領域ノ医療用及學術用ノ需要ニ基クベシ
- 二 締約国ハ準備在庫品ヲ外政府在庫品ヲ設定シ且保有スルコトヲ得」
- 「第五条（見積の作成基準・提出時期及び監督機関）」
- 一 本条約第二二条乃至第四条ニ規定セラルル各見積ハ常設中央委員會ニ依リ隨時定メラレ且同委員會ニ依リ国際連合ノ一切ノ加盟国及第二二八条ニ掲グル非加盟国ニ通知セラルル様式ニ從フベシ
- 二 各見積ニハ塩類ノ製剤ノ形態ノモノタルトヲ問ハズ各薬品ニ関シ左記ヲ示スベシ
- （イ） 医療用及學術用ノ為其レ自体トシテノ使用ニ必要ナル数量（内部消費ノ為ノモノタルト輸出ノモノタルトヲ問ハズ輸出スルニ輸出許可ヲ要セザル製剤ノ製造ニ必要ナル数量ヲ含ム）
- （ロ） 内部消費ノ為ノモノタルト輸出ノ為ノモノタルトヲ問ハズ転換用ニ必要ナル数量
- （ハ） 保有セント欲スル準備在庫品ノ数量
- （二） 第四条ニ規定セラルル政府在庫品ノ設定及保有ニ必要ナル数量

各国又ハ各領域ニ付テノ見積ノ数量ハ本号（イ）及（ロ）ニ掲ゲラルル数量ノ合計ニ準備在庫品ヲ希望ノ平準ニ達セシムルニ必要ナルコトアルベキ数量ヲ加算シ又ハ右合計ヨリ此等在庫品ガ右平準ヲ超過スルコトアルベキ数量ヲ控除シタルモノヨリ成ルベシ但シ此等ノ加算又ハ控除ハ関係締約国ガ常設中央委員会ニ必要ナル見積ヲ適當ノ期間内ニ送付セルニ非ザル限り考慮セラレザルベシ

三、〔…〕^{A, A}

〔第十二条（輸入及び輸出の制限）^{A, A}〕

- 一 何レカノ薬品ノ締約国ノ領域ヘノ輸入又ハ該領域ヨリノ輸出ハ本条約ノ規定ニ従フニ非ザレバ行ハレザルベシ
 - 二 何レカノ薬品ノ何レカノ国又ハ領域ヘノ一年間ニ於ケル輸入ハ第五条ニ定メララルル見積ト該年中該国又ハ該領域ヨリ輸出セラルル数量トノ合計ヨリ該年中該国又ハ該領ニ於テ製造セラルル数量ヲ控除シテ得タル数量ヲ超過セザルベシ」
- 「麻薬ノ製造制限及分配取締ニ関スル条約（昭和十年六月十二日条約第四号）」『阿片・麻薬に関する国際条約集 綴』（謄写版、九州大学文系合同図書室蔵）所収。なお、条文中の「第」の略字は正字に改めた。

(83) 前掲「麻薬ノ製造制限及分配取締ニ関スル条約」所収。

(84) Remarks : Statistical Form B (I), Part 2, 1951, in: GHQ/SCAP, PHW-01818 : 国立国会図書館憲政資料室蔵。

*本論は、平成二六～二八年度科学研究費助成事業（基盤研究（B）海外学術調査・分担）課題番号（二六三〇一〇一七）及び平成二八年度科学研究費助成事業（挑戦的萌芽研究・代表）課題番号（一六K一三三三三）の交付による研究成果の一部である。